

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

基山町

基山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

基山町長
基山町議会議長
基山町教育委員会
基山町選挙管理委員会
基山町農業委員会
基山町監査委員

基山町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき基山町長、基山町議会議長、基山町教育長、基山町選挙管理委員会、基山町農業委員会、基山町監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性の活躍を推進するため、人事担当者が本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業員会事務局、監査委員事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 男性職員の育児休業取得の促進

平成32年度までに、育児休業を取得する職員を1人以上にする。

(2) 年次休暇取得の促進

平成32年までに、年次休暇の平均取得時間を10日以上にする。

なお、採用人数や給与等については、男女の差はないことから、今後においても現状維持に努めるものとする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組み及び実施時期

3. で掲げた目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

【1】 男性職員の育児休業等取得の促進

(1) 男性職員も育児休業等の取得ができることについての周知を行い、取得促進を図る。

(2) 子どもの出生時における父親の特別休暇の周知徹底を図る。また、休暇取得に対する職場の理解が得られるための環境づくりを行う。

【2】 年次休暇取得の促進

(1) 年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

(2) 業務分担の見直しを定期的に行い、円滑に業務遂行することを各職員へ周知し、休暇取得促進の徹底を図る。